

大津市生活環境の保全と増進に関する条例（抜粋）

第2節 環境管理実施事業所

（環境管理実施事業所の認定）

第107条 市長は、環境管理を行っている事業所が規則で定める基準に適合するときは、当該事業所の設置者の申請に基づき、環境管理実施事業所として認定するものとする。

2 環境管理実施事業所の認定を受けようとする事業所の設置者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 事業所の環境管理及び環境監査の体制
- (4) 事業所の環境の保全等に関する方針
- (5) その他規則で定める事項

3 環境管理実施事業所の認定の有効期間は、3年以内とする。

4 市長は、環境管理を行っている事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、環境管理実施事業所として認定してはならない。

- (1) この条例若しくは公害関係法又はこの条例若しくは公害関係法に基づく処分の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないものであるとき。
- (2) 法人の場合であって、その役員のうち前号に該当する者がいるとき。

（環境管理実施事業所の公表）

第108条 市長は、環境管理実施事業所の認定をしたときは、当該環境管理実施事業所について次に掲げる事項を公表するものとする。公表した事項に変更があったときも同様とする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 環境の保全等に関する方針の概要
- (3) 認定の有効期間
- (4) その他規則で定める事項

（環境管理実施事業所の表示）

第109条 環境管理実施事業所の認定を受けた事業所の設置者は、当該事業所に、環境管理実施事業所である旨を表示板を掲げること等により表示することができる。

2 環境管理実施事業所の認定を受けていない事業所の設置者は、当該事業所に、環境管理実施事業所である旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

（環境管理実施事業所の特例）

第110条 環境管理実施事業所については、第20条第1項第2号、第35条及び第52条（ばい煙発生施設の設置の届出に関する事項に限る。）の規定は適用しない。

（変更の届出）

第111条 環境管理実施事業所の認定を受けた事業所の設置者は、第107条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第 112 条 市長は、環境管理実施事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 第 107 条第 1 項に規定する規則で定める基準に適合しなくなったとき。
- (2) 第 107 条第 4 項に該当するに至ったとき。
- (3) 詐欺その他の不正な手段により、環境管理実施事業所の認定を受けたとき。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（抜粋）

第 2 節 環境管理実施事業所

(環境管理実施事業所の認定の基準)

第 100 条 条例第 107 条第 1 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 日本工業規格 Q14001 に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と同等と認められる外国の認定機関で市長が指定するものの認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関に登録されていること。
- (2) 条例第 113 条に定めるところにより、排水及びばい煙の測定がなされていること。
- (3) 次に掲げる事故が発生したことがある場合にあっては、当該事故が発生した日から 3 年以上経過していること。

ア 第 4 条から第 7 条までに規定する物質及び水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）第 3 条の 4 に規定する油が工場等の外部に漏洩したことにより、周辺住民等に対し健康被害又は経済的被害を及ぼしたものと認められる事故

イ 事故の発生原因、発生状況、措置状況等から判断して、工場等における環境に係る管理体制の重大な欠陥に起因したものと認められる事故

- (4) 施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他の公害を除去するための措置が特に必要な工場等であると認められないこと。

(環境管理実施事業所認定申請書の提出等)

第 101 条 環境管理実施事業所の認定を受けようとする事業所の設置者は、条例第 107 条第 2 項の規定による申請書を提出するときは、環境管理実施事業所認定申請書(様式第 48 号)を提出しなければならない。この場合においては、前条第 1 号の基準に係る登録がされていることを証する書面を添付しなければならない。

2 条例第 107 条第 2 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第 1 号の基準に係る登録がされている環境マネジメントシステム審査登録機関の名称、登録番号、登録の有効期限及び登録の範囲
- (2) 条例第 113 条の規定による排水及びばい煙の測定の結果
- (3) その他市長が必要と認める事項

(環境管理実施事業所の公表)

第 102 条 条例第 108 条の規定による公表は、同条各号に掲げる事項を記載した書面を、環境部環境政策課その他市長が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。

2 条例第 108 条第 4 号の規則で定める事項は、環境管理統括者とする。

(環境管理実施事業所変更届出書の提出)

第 103 条 環境管理実施事業所の認定を受けた事業所の設置者は、条例第 111 条の規定による届出をするときは、環境管理実施事業所変更届出書(様式第 49 号)を提出しなければならない。